

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県庁内取締に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県の庁舎における庁舎管理者の所在を明確にするとともに、現在の庁舎管理の実状に鑑み、規則の題名等を改める。
- (2) 暴力団の関与等を排除するため、庁舎における物品販売等の行為の許可申請書の様式に暴力団の利益になる行為でない旨の誓約を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県庁舎管理規則に改める。
- (2) 県の庁舎における庁舎管理者の所在及びその者の行う事務について明らかにする。
- (3) 庁舎における物品販売等の行為の許可に係る申請書の様式に暴力団の利益になる行為でない旨等の誓約を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。